

○東広島市景観形成事業補助金交付要綱

平成28年9月30日

告示第464号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地における良好な景観を形成するため、建築物、工作物等の修繕又は修景に要する経費について補助金を交付することに関し、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「修景」とは、周辺の景観に調和させるため、次に掲げる物件を市長が適当と認める形態及び色彩その他の意匠に適合するよう改修し、又は第3号に掲げる物件を除却することをいう。

(1) 建築物

(2) 門、塀、垣、柵その他建築物と一体となって効用を果たしていると認められる工作物（以下「工作物」という。）

(3) 建築物の給排水設備、空気調和設備若しくは電気設備又は看板、広告板その他建築物と一体として利用されていると認められる物件（以下「建築設備等」という。）

(対象事業等)

第3条 市は、次の表の区分の欄に掲げる物件（国又は地方公共団体その他の公共団体が所有するものを除く。以下同じ。）について、当該物件の所有者又は管理者が行う対象事業の欄に掲げる行為（以下「対象事業」という。）に要する経費に対し、これらの者からの申請により、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

区分	対象事業	対象経費	限度額
1 建築物である文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する文化財のうち、同法第57条第1項又は第132条第1項の規定により文化財登録原簿に	次に掲げる部分の修繕 (1) 建築物の外部のうち、市長が定める路線（以下「指定路線」という。）から目視することができる部分（以下「特定部分」という。） (2) 建築物の内部	修繕に要する経費の額（特定部分の修繕にあつては、修繕を行う特定部分の表面積を修繕を行う部分の総表面積で除して得た値を当該修繕に要する経費の額に乗じて得た額）	600万円

登録されたものをいう。以下「文化財」という。)	のうち、公衆の観覧に供している部分 (3) 構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)		
2 建築の日から50年が経過した建築物(文化財を除く。)及び当該建築物に附属する工作物であって、修繕又は修景を行うことにより景観の形成に寄与すると認められるもの(以下「歴史的建造物等」という。)	次に掲げる行為 (1) 特定部分の修繕 (2) 修景	修繕又は修景に要する経費の額(特定部分の修繕にあつては、修繕を行う特定部分の表面積を修繕を行う部分の総表面積で除して得た値を当該修繕に要する経費の額に乗じて得た額)	300万円
3 文化財又は歴史的建造物等に附属する建築設備等	修景	修景に要する経費の額	20万円

2 前項に規定する物件は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 指定路線に面していること。

(2) 対象事業を行うことにより、市長が定める区域における景観の形成に寄与すると認められること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することについて不相当と認められる事情がないこと。

3 補助金の交付額は、第1項の表の区分の欄に掲げる物件に応じ、同表の対象経費の欄に掲げる額(第17条第1項において「補助対象経費」という。)に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

又は同表の限度額の欄に掲げる額のいずれか低い額とする。

(審査の依頼)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、対象事業に着手する日の属する年度（市の会計年度をいう。以下同じ。）の前年度において、当該対象事業の内容が補助金の交付の目的に適合するかどうかについて、市の審査を受けなければならない。ただし、当該審査を受けることができないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の審査を受けようとする者は、東広島市景観形成事業補助金交付審査依頼書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 対象事業を行おうとする建築物に係る登記事項証明書（発行の日から3月以内のものに限る。）その他の当該建築物の所有者を確認することができる書類

(2) 市税の滞納がないことを証する書類

(3) 区分所有されている建築物にあっては、当該建築物に対し対象事業を行うことについての所有者全員の同意書

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けることを要する建築物又は工作物にあっては、同項の確認済証（同法第6条の2第1項の規定により確認済証とみなされるものを含む。）又は同法第7条第5項の検査済証（同法第7条の2第5項の規定により検査済証とみなされるものを含む。）を受けていることを証する書類

(5) 付近見取図（方位を記載するものとする。）及び配置図（敷地境界線と建築物又は工作物の距離及び道路の幅員を記載するものとする。）

(6) 面積表

(7) 平面図及び立面図又は断面図（いずれも寸法、縮尺及び対象事業を行おうとする部分を記載するものとする。）

(8) 外観及び対象事業を行おうとする部分の現況写真

(9) 対象事業に要する経費に係る見積書の写し

(10) 事業計画書

(11) 収支計画書

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定による審査の依頼は、修繕にあっては一の物件につき一の年度において1回に限り、修景にあっては一の物件につき1回に限り、それぞれ行うことができる。

(検討会議)

第5条 前条第2項の規定による依頼に係る対象事業の内容が第3条第2項各号に掲げる要件に該当するかどうかについて調査し、及び検討するため、東広島市景観形成事業補助金交付検討会議（以下この条において「検討会議」という。）を置く。

2 検討会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 都市部担任副市長
- (2) 都市部長
- (3) 産業部長
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指名する職員

3 検討会議は、第1項の規定による調査及び検討を行うに当たって必要があると認めるときは、景観に関し学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、都市部長が定める。
（対象事業の審査等）

第6条 市長は、第4条第2項の規定による依頼があった場合において、当該対象事業を補助金の交付の対象とすることを適当と認めるときは東広島市景観形成事業補助金交付内定通知書（別記様式第2号）により、交付の対象とすることが適当でないと認めるときは東広島市景観形成事業補助金交付審査回答書（別記様式第3号）により、それぞれその旨を、当該依頼をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による内定の通知に係る補助金について、その予算を執行することができることとなったときは、東広島市景観形成事業補助金交付内示通知書（別記様式第4号）により、その旨を同項の者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、東広島市景観形成事業補助金交付申請書（別記様式第5号）に第4条第2項各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出してしなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは、補助金を交付する旨及び交付する額を決定し、その旨を、東広島市景観形成事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

（変更等の承認の申請）

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第7条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は当該通知に係る対象事業（以下「補助事業」と

いう。)を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、東広島市景観形成事業補助金変更等承認申請書(別記様式第7号)に第4条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは、その旨を東広島市景観形成事業補助金変更等承認通知書(別記様式第8号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第8条の規定による決定(以下「交付決定」という。)に係る補助金の額の全部又は一部を、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、東広島市景観形成事業補助金概算払交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、東広島市景観形成事業補助金実績報告書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定による概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書に、東広島市景観形成事業補助金概算払精算書(別記様式第11号)を添付しなければならない。

(完了検査)

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、補助事業が適正に行われたかどうかについて、検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、補助事業が適正に完了したと認めるときは、調書を作成するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第2項に規定する場合においては、交付すべき補助金の額を確定し、東広島市景観形成事業補助金額確定通知書(別記様式第12号)により、これを補助事業者へ通知するものとする。

(交付請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知があった場合において、補助金の交付の請求をしようとするときは、東広島市景観形成事業補助金交付請求書(別記様式第13号)

に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費に係る請求書又は領収書の写し
- (2) 工事写真（着工前、工程ごとの施工状況及び施工後の状況について、施工した箇所の詳細が明らかになるよう撮影したものとする。）

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合においては、東広島市景観形成事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第14号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められる事情があるとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消した交付決定に係る部分に関し既に交付した補助金があるときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金に相当する額の返還を求めるものとする。

（仕入れに係る消費税額の控除に関する報告等）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後において、交付を受けた補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計金額をいう。以下この条において同じ。）が消費税及び地方消費税の申告により確定した場合は、遅滞なく、当該消費税仕入控除税額について、東広島市景観形成事業補助金消費税仕入控除税額報告書（別記様式第15号）により市長に報告しなければならない。

2 前条の規定は、前項に規定する場合において返還すべき補助金の額があるときについて準用する。

（財産の管理等）

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した後においても、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、これを補助金の交付の目的に従って使用しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、これらを補助事業が完了した

日の属する年度の末日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 前条第1項の財産の所有者又は管理者は、補助事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から10年を経過する日まで、当該財産の除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更をし、又はこれらの行為をすることを知って当該財産を他人に譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。ただし、通常管理行為その他の市長が定める行為については、この限りでない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

（法人にあつては、名称
及び代表者の氏名）

東広島市景観形成事業補助金交付審査依頼書

平成 年度において東広島市景観形成事業補助金の交付を受けたいので、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業の種類（いずれかにチェックすること。）

- 文化財の修繕
 歴史的建造物等の修繕
 歴史的建造物等の修景
 建築設備等の修景

2 物件の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名称

3 交付申請額

金 円

4 工事着手予定年月日

平成 年 月 日

5 完了予定年月日

平成 年 月 日

6 添付書類

- (1) 登記事項証明書（発行の日から3月以内のものに限る。）その他の当該建築物の所有者を確認することができる書類
(2) 市税の滞納がないことを証する書類

- (3) 区分所有されている建築物にあつては、当該建築物に対し対象事業を行うことについての所有者全員の同意書
- (4) 建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けることを要する建築物又は工作物にあつては、同項の確認済証（同法第6条の2第1項の規定により確認済証とみなされるものを含む。）又は同法第7条第5項の検査済証（同法第7条の2第5項の規定により検査済証とみなされるものを含む。）を受けていることを証する書類
- (5) 付近見取図（方位を記載するものとする。）及び配置図（敷地境界線と建築物又は工作物の距離及び道路の幅員を記載するものとする。）
- (6) 面積表
- (7) 平面図及び立面図又は断面図（いずれも寸法、縮尺及び対象事業を行おうとする部分を記載するものとする。）
- (8) 対象事業を行おうとする部分の現況写真
- (9) 対象事業に要する経費に係る見積書の写し
- (10) 事業計画書
- (11) 収支計画書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

1 交付申請額の内訳

(1) 文化財の修繕又は歴史的建造物等の修繕若しくは修景

事業全体の経費の額 (A)	円
事業を行う部分の総表面積 (B)	m ²
うち、特定部分の表面積 (C)	m ²
補助基準額 (C ÷ B × A)	円

(2) 文化財の内部のうち公衆の観覧に供している部分又は構造耐力上主要な部分の修繕

事業全体の経費の額	円
補助基準額 (事業に係る経費の見積書に記載された額)	円

(3) 建築設備等の修景

事業全体の経費の額	円
補助基準額 (事業に係る経費の見積書に記載された額)	円

2 事業に係る工事を監理する者 (予定を含む。)

氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
住 所	
電 話 番 号	() -

別記様式第2号（第6条関係）

東広 第 号
平成 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市景観形成事業補助金交付内定通知書

平成 年 月 日付けで依頼のあった東広島市景観形成事業補助金の交付に係る審査については、補助金を交付することに内定しましたので、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

- 1 物件の所在地
- 2 物件の名称

別記様式第3号（第6条関係）

東 広 島 第 号
平 成 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市景観形成事業補助金交付審査回答書

平成 年 月 日付けで依頼のあった東広島市景観形成事業補助金に係る事業については、審査の結果、補助金の交付の対象としないことに決定したので、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 物件の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名称

2 理由

別記様式第4号（第6条関係）

東 広 島 第 号
平 成 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市景観形成事業補助金交付内示通知書

東広島市景観形成事業補助金の交付見込額について、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり内示します。ただし、この交付見込額は、交付決定において変更され、又は平成 年度において交付されないことがあります。

1 物件の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名称

2 交付見込額

金 円

別記様式第5号（第7条関係）

平成 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市景観形成事業補助金交付申請書

平成 年度において、東広島市景観形成事業補助金の交付を受けたいので、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

3 事業の実施予定期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 交付申請額

金 円

5 添付書類

(1) 登記事項証明書（発行の日から3月以内のものに限る。）その他の当該建築物の所有者を確認することができる書類

(2) 市税の滞納がないことを証する書類

(3) 区分所有されている建築物にあつては、当該建築物に対し対象事業を行うことについての所有者全員の同意書

(4) 建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けることを要する建築物又は工作物にあつては、同項の確認済証（同法第6条の2第1項の規定により確認済証とみなされるものを含む。）又は

同法第7条第5項の検査済証（同法第7条の2第5項の規定により検査済証とみなされるものを含む。）を受けていることを証する書類

- (5) 付近見取図（方位を記載するものとする。）及び配置図（敷地境界線と建築物又は工作物の距離及び道路の幅員を記載するものとする。）
- (6) 面積表
- (7) 平面図及び立面図又は断面図（いずれも寸法、縮尺及び対象事業を行おうとする部分を記載するものとする。）
- (8) 対象事業を行おうとする部分の現況写真
- (9) 対象事業に要する経費に係る見積書の写し
- (10) 事業計画書
- (11) 収支計画書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

1 交付申請額の内訳

(1) 文化財の修繕又は歴史的建造物等の修繕若しくは修景

事業全体の経費の額 (A)	円
事業を行う部分の総表面積 (B)	m ²
うち、特定部分の表面積 (C)	m ²
補助基準額 (C ÷ B × A)	円

(2) 文化財の内部のうち公衆の観覧に供している部分又は構造耐力上主要な部分の修繕

事業全体の経費の額	円
補助基準額 (対象事業に係る経費の見積書に記載された額)	円

(3) 建築設備等の修景

事業全体の経費の額	円
補助基準額 (対象事業に係る経費の見積書に記載された額)	円

2 対象事業に係る工事を監理する者 (予定を含む。)

氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
住 所	
電 話 番 号	() -

別記様式第6号（第8条関係）

指令東広 第 号
平成 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市景観形成事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請の東広島市景観形成事業補助金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 物件の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名称

2 交付額

金 円

3 交付の条件

- (1) この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (4) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

別記様式第7号（第9条関係）

平成 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市景観形成事業補助金変更等承認申請書

平成 年 月 日付け指令東広 第 号で交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 物件の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名称

2 交 付 申 請 額 金 円
前回交付決定額 金 円
変 更 増 減 額 金 円

3 交付申請額の算出の基礎

4 変更（中止・廃止）の内容及び理由

変更（中止・廃止）の理由		
変 更 の 内 容	変更前	変更後

別記様式第8号（第9条関係）

指令東広 第 号
平成 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市景観形成事業補助金変更等承認通知書

平成 年 月 日付けで申請の平成 年度 事業の計画を変更することを承認し、補助金の交付決定を次のとおり変更したので、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 交付決定額

変更前 金 円

変更後 金 円

2 変更の内容

3 交付の条件

別記様式第9号（第10条関係）

平成 年 月 日

東広島市長 様

請求者 住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市景観形成事業補助金概算払交付請求書

平成 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定（変更決定）を受けた平成 年度東広島市景観形成事業補助金について、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助金等請求額 金 円

交付決定額	受領済額（A）	今回請求額（B）	A及びBの合計額
円	円	円	円

別記様式第10号（第11条関係）

平成 年 月 日

東広島市長 様

住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

東広島市景観形成事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定（変更決定）を受けた補助事業が完了したので、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 補助金の交付決定額

金 円

4 決算

収入		支出	
自己資金	円	補助対象経費	円
借入金	円	補助対象外経費	円
補助金受入予定額	円		
合計	円	合計	円

5 添付書類

- 補助事業に要した経費に係る請求書又は領収書の写し
- 工事写真（着工前、施工中の各工程及び施工後について、施工した箇所の詳細が明らかになるよう撮影したものとする。）

別記様式第11号（第11条関係）

平成 年 月 日

東広島市長 様

住 所

氏 名

㊦

（法人にあつては、名称
及び代表者の氏名）

東広島市景観形成事業補助金概算払精算書

平成 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定（変更決定）を受けた平成 年度東広島市景観形成事業補助金について、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり精算します。

交付決定額	概算受入済額	差引額
円	円	円

別記様式第12号（第13条関係）

指令東広 第 号
平成 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市景観形成事業補助金額確定通知書

平成 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定（変更決定）をした東広島市景観形成事業補助金については、次のとおり確定したので、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

1 物件の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名称

2 確定額

金 円

注 当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合は、遅滞なく、東広島市景観形成事業補助金消費税仕入控除税額報告書（別記様式第15号）により市長に報告すること。

別記様式第13号（第14条関係）

平成 年 月 日

東広島市長 様

請求者 住 所

氏 名

㊤

（法人にあつては、名称
及び代表者の氏名）

東広島市景観形成事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定（変更決定）を受けた東広島市景観形成事業補助金について、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額

金 円

2 請求額

金 円

3 振込先

金融機関名 店 舗 名	銀行・金庫 農協・組合				支店・本店 支所・出張所		
預 金 種 別 口 座 番 号	普通・当座						※ 右詰めで 記入すること。
フリガナ							
口座名義人							

別記様式第14号（第15条関係）

指令東広 第 号
平成 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市景観形成事業補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定（変更決定）をした東広島市景観形成事業補助金については、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり取り消したので、その旨を通知します。

1 物件の名称

2 交付決定額

金 円

3 取消額

金 円

4 取消しの理由

別記様式第15号（第17条関係）

平成 年 月 日

東広島市長 様

報告者 住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市景観形成事業補助金消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定（変更決定）を受けた補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定したので、東広島市景観形成事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 消費税仕入控除税額等

区 分	金 額
1 補助金の交付決定額	円
2 補助金の交付申請又は実績報告の際に減額した消費税仕入控除税額	円
3 消費税仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）	円

2 添付書類

積算の内訳書

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第6条関係）

別記様式第4号（第6条関係）

別記様式第5号（第7条関係）

別記様式第6号（第8条関係）

別記様式第7号（第9条関係）

別記様式第8号（第9条関係）

別記様式第9号（第10条関係）

別記様式第10号（第11条関係）

別記様式第11号（第11条関係）

別記様式第12号（第13条関係）

別記様式第13号（第14条関係）

別記様式第14号（第15条関係）

別記様式第15号（第17条関係）